

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年2月16日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「平成16年度沖縄県一般会計予算」及び議案「平成15年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「平成16年度沖縄県一般会計予算」及び議案「平成15年度沖縄県一般会計補正予算(第5号)」に対する意見

議案「平成16年度沖縄県一般会計予算」及び議案「平成15年度沖縄県一般会計補正予算(第5号)」の教育委員会所管の予算については、異議ありません。

議案「平成16年度沖縄県一般会計予算」の教育委員会所管予算については、県の厳しい財政状況の下で、①生徒の居場所づくり推進事業(スクールカウンセラー配置事業、生徒のやる気支援事業、特別支援教育コーディネーター養成事業等)、②生涯学習推進センター整備事業、③国体九州ブロック大会開催事業、④全国高校総合体育大会誘致・開催事業、⑤博物館新館・美術館建設事業、⑥レッツ・トライ・イングリッシュ推進事業及び⑦教育用コンピュータ整備事業等が予算措置されるほか、教育予算の所要額が確保されるものと考えております。

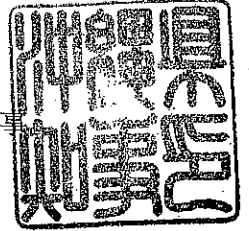
なお、生徒の居場所づくり推進事業については、その確保にご配慮をいただいたところですが、学校教育の充実に不可欠な経費であり、今後も引き続き拡充をお願いいたします。

県教育委員会といたしましては、国際化、情報化、少子・高齢化、科学技術の進展など社会の変化が著しい中、教育改革に対応するため、教育予算の確保は本県教育の最重要課題であると考えております。今後とも、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

総財第1416号
平成16年2月2日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「平成16年度沖縄県一般会計予算」及び「平成15年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）」について貴委員会の意見を求めます。



平成16年度教育委員会所管の予算状況

【平成16年度当初予算性質別内訳】

(単位:千円、%)

性質区分	平成15年度 当初予算額 (A)	平成16年度 当初予算額 (B)	比較増減額 (C)=(B)-(A)	伸率 (C)/(A)
教育委員会計 (教育費+災害復旧費+公債費)	169,158,290	152,300,051	△16,858,239	△10.0
義務的経費	139,968,224	135,253,916	△4,714,308	△3.4
人件費	139,728,725	134,728,224	△5,000,501	△3.6
扶助費	239,499	240,756	1,257	0.5
公債費	0	284,936	284,936	皆増
投資的経費	17,264,878	8,008,857	△9,256,021	△53.6
普通建設事業	17,036,688	7,842,777	△9,193,911	△54.0
補助事業	5,059,509	4,704,842	△354,667	△7.0
単独事業	11,977,179	3,137,935	△8,839,244	△73.8
災害復旧事業	36,374	66,374	30,000	82.5
補助事業	36,374	66,374	30,000	82.5
受託事業	191,816	99,706	△92,110	△48.0
その他	11,925,188	9,037,278	△2,887,910	△24.2
物件費	7,991,082	7,680,867	△310,215	△3.9
維持補修費	281,008	275,840	△5,168	△1.8
補助費等	1,087,648	910,048	△177,600	△16.3
貸付金	2,565,450	170,523	△2,394,927	△93.4

平成16年度教育委員会所管の予算状況

【平成16年度当初予算目的別内訳】

(単位:千円、%)

区分		平成15年度 当初予算額	平成16年度 当初予算額	差額	構成比		
教育委員会計 (教育費+災害復旧費+公債費)	計	169,158,290	152,300,051	△16,858,239	100.0%		
	国庫	41,369,350	37,328,107	△4,041,243			
	県債	9,084,000	2,837,000	△6,247,000			
	特財	10,199,223	8,413,531	△1,785,692			
	一財	108,505,717	103,721,413	△4,784,304			
(款)教育費	計	169,121,916	151,948,741	△17,173,175	99.8%		
	国庫	41,344,036	36,993,857	△4,350,179			
	県債	9,078,000	2,825,000	△6,253,000			
	特財	10,199,223	8,413,531	△1,785,692			
	一財	108,500,657	103,716,353	△4,784,304			
	(項)教育総務費	計	6,559,434	6,620,243		60,809	4.3%
		国庫	142,534	232,997		90,463	
		県債	0	0		0	
		特財	1,177,502	1,188,392		10,890	
		一財	5,239,398	5,198,854		△40,544	
	(項)小学校費	計	49,409,872	48,202,697		△1,207,175	31.6%
		国庫	20,492,336	18,570,796		△1,921,540	
		県債	0	0		0	
		特財	115,000	420,000		305,000	
		一財	28,802,536	29,211,901		409,365	
	(項)中学校費	計	32,758,933	30,839,257		△1,919,676	20.2%
		国庫	13,598,896	11,949,912		△1,648,984	
		県債	0	0		0	
		特財	90,000	250,000		160,000	
		一財	19,070,037	18,639,345		△430,692	
	(項)高等学校費	計	50,764,544	50,330,857		△433,687	33.0%
		国庫	2,521,018	3,078,036		557,018	
		県債	1,601,000	2,149,000		548,000	
		特財	5,842,926	5,943,827		100,901	
		一財	40,799,600	39,159,994		△1,639,606	
(項)特殊学校費	計	15,226,820	12,826,364	△2,400,456	8.4%		
	国庫	4,107,013	2,896,408	△1,210,605			
	県債	619,000	43,000	△576,000			
	特財	297,380	134,375	△163,005			
	一財	10,203,427	9,752,581	△450,846			
(項)社会教育費	計	12,989,327	2,022,716	△10,966,611	1.3%		
	国庫	423,037	253,533	△169,504			
	県債	6,783,000	633,000	△6,150,000			
	特財	2,253,490	281,210	△1,972,280			
	一財	3,529,800	854,973	△2,674,827			
(項)保健体育費	計	1,412,986	1,106,607	△306,379	0.7%		
	国庫	59,202	12,175	△47,027			
	県債	75,000		△75,000			
	特財	422,925	195,727	△227,198			
	一財	855,859	898,705	42,846			
(款)災害復旧費							
(項)教育施設災害復旧費	計	36,374	66,374	30,000	0.0%		
	国庫	25,314	49,314	24,000			
	県債	6,000	12,000	6,000			
	特財	0	0	0			
	一財	5,060	5,060	0			
(款)公債費							
(項)公債費	計	0	284,936	284,936	0.2%		
	国庫	0	284,936	284,936			
	県債	0	0	0			
	特財	0	0	0			
	一財	0	0	0			

主な新規・継続拡充事業

(単位:千円)

(一般行政経費)

1 子どもの居場所づくり推進事業		子ども一人一人のよさ(興味・関心・趣味・特技等)を見つけ、それを伸ばすことによって、自分づくりができる支援を行うため、学校、家庭、地域での子どもの心の拠り所となる居場所をつくる。
(1)生徒のやる気支援事業		中学校9校及び高等学校12校に「やる気支援コーディネーター」を配置し、不登校生徒の地域行事等への関わりを持たせ、学校復帰を図る。
予算額	26,220	
(2)スクールカウンセラー配置事業(義務)(拡充)		現在、中学校64校に配置している「スクールカウンセラー」を79校に拡充し、新たに15校分増員する。
予算額	123,531	
(3)スクールカウンセラー配置事業(高校)(拡充)		現在、高等学校8校に配置している「スクールカウンセラー」を13校に拡充し、新たに5校分増員する。
予算額	17,503	
(4)巡回教育相談員配置事業(拡充)		現在、18名いる家庭への「巡回教育相談員」を新たに4名増員し、22名にする。
予算額	20,745	
(1)から(4)の小計	187,999	
(5)高等学校生徒就学支援センター(仮称)設置事業		退学希望生徒等に自分自身の生き方・在り方を考えさせる機会と時間を提供し、学校に再度就学する意欲や意思を育て、夢や希望を持って生きることを支援するセンターを泊高校通信制課程に設置する。
予算額	6,040	
(6)特別支援教育コーディネーター養成事業		小中学校及び盲・ろう・養護学校に「特別支援教育コーディネーター」を配置するための養成研修会を実施し、さらに、「特別支援教育巡回相談員」14名を派遣する。
予算額	4,975	
(7)子どもと親の相談員の配置活用事業		小学校30校に子どもと親の相談員を配置する。
予算額	14,400	
2 生涯学習推進センター整備事業(拡充)		一人一人の生涯各期にわたる自主的・自発的な学習活動を促進するための拠点施設である生涯学習推進センターの機能を拡充するため、生涯学習県民大学(仮称)の開設及び生涯学習情報提供システムの開発を実施する。
予算額	20,968	
3 国体九州ブロック大会開催事業		平成16年度国民体育大会第24回九州ブロック大会の沖縄県開催に必要な経費を実行委員会へ補助するとともに、開催県としてふさわしい競技力の向上を図る。
予算額	85,067	
4 全国高校総合体育大会誘致・開催事業		平成22年度沖縄県への誘致・開催に向け、先催県調査、選手育成、指導者の県外派遣及び競技種目別会場選定等を行う。
予算額	12,134	
重点事業計	208,967	

※ 太字は、重点事業。

(債務負担行為)

1 博物館新館・美術館建設事業費		期間は平成17年度から平成19年度まで。 平成16年度当初予算額846,267千円との合計額は、13,548,601千円である。
限度額	12,702,334	

主な継続事業

(単位:千円)

1 レッツ・トライ・イングリッシュ推進事業	予算額 前年度 増減額	59,292 62,764 △3,472	小学校における早期英語活動の充実や、地域指定による教科としての英語教育を行い、英語によるコミュニケーション能力の基礎を培う。また、国の「英語が使える日本人の育成」の戦略構想に基づき、中学校において英語教員に対する研修を行う。
2 高校生チャレンジウィーク事業	予算額 前年度 増減額	2,158 1,797 361	高校生に望ましい勤労観、職業観を育み、進路指導を充実させるため、就業体験等の体験活動を行う。
3 夢にチャレンジ社会体験	予算額 前年度 増減額	1,662 2,919 △1,257	児童生徒の将来の夢を育み、主体的な進路選択ができるようにするため、義務教育段階での社会体験活動、職場体験活動を実施する。
4 外国青年招致事業	予算額 前年度 増減額	245,045 230,424 14,621	外国語教育を充実させるため、英語圏の外国青年を招致する。 (H15:54人→H16:58人)
5 産業教育施設整備事業費(特別装置)	予算額 前年度 増減額	645,376 673,248 △27,872	高等学校における産業教育のための実験実習等に必要な設備の整備を図る。 主な整備箇所:産業技術教育センター、宮古工業、八重山商工
6 教育用コンピュータ整備事業費 (高等学校・特殊学校)	予算額 前年度 増減額	468,759 439,882 28,877	県立高等学校において、生徒の情報活用能力の育成を図るため、教育用コンピュータ機器等の整備・更新を図る。 高等学校(新規導入:791台、継続:4,900台) 特殊学校(新規導入:222台、継続:642台)
7 県立学校施設整備事業 (高等学校・特殊学校)	予算額 前年度 増減額	5,014,480 5,519,429 △504,949	学校の校舎等の施設整備費に要する経費 ・新增改築(校舎・体育館):31,624㎡ ・大規模改造(空調整備):1施設 ・騒音対策(防衛庁):6校等
8 小学校低学年支援事業(雇用特別事業)	予算額 前年度 増減額	88,511 115,590 △27,079	学級経営の補助等、学習・生活両面における適応支援の充実強化を図るため、小学校1学年の36人以上の学級をもつ学校に非常勤講師を配置する。
9 学校教育補助者配置事業(雇用特別事業)	予算額 前年度 増減額	124,609 155,727 △31,118	多様な学習や教育活動を積極的に推進するため、総合的な学習の時間、児童生徒の安全確保等における教師の補助として学校教育補助者を配置する。
10 就職相談補助員配置事業(雇用特別事業)	予算額 前年度 増減額	62,760 78,803 △16,043	進路指導や職場体験実施時のコーディネート等を行う者として、社会経験豊富な社会人を高等学校及び特殊学校に配置する。
11 奨学関係事業/人材育成補助事業費	予算額 前年度 増減額	362,830 353,829 9,001	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団が行う大学生・高校生への奨学事業や専門高校生国外研修事業等に対する補助金及び貸付金
12 競技力の維持・向上対策事業	予算額 前年度 増減額	212,822 261,268 △48,446	各競技団体の育成・強化を図るとともに、国際的に活躍出来るトップアスリートを組織的・計画的に育成し、本県の競技力の向上を図る。また国体等へ本県選手を派遣する。
13 史料編集事業費	予算額 前年度 増減額	144,471 142,518 1,953	・歴代宝案及び新沖縄県史の編集
14 文化財補助事業費	予算額 前年度 増減額	81,521 90,579 △9,058	県内に所在する国・県指定文化財の保存整備、無形文化財の伝承者養成、埋蔵文化財の発掘調査、歴史的・学術的に貴重な文化財調査などに要する経費
15 博物館新館・美術館建設事業費	予算額 前年度 増減額	846,267 9,044,826 △8,198,559	老朽化した現博物館の移転整備に併せ、博物館新館と地域における芸術文化の拠点となる美術館の複合施設を建設する。

「子どもの居場所づくり推進」(教育委員会全対象事業)

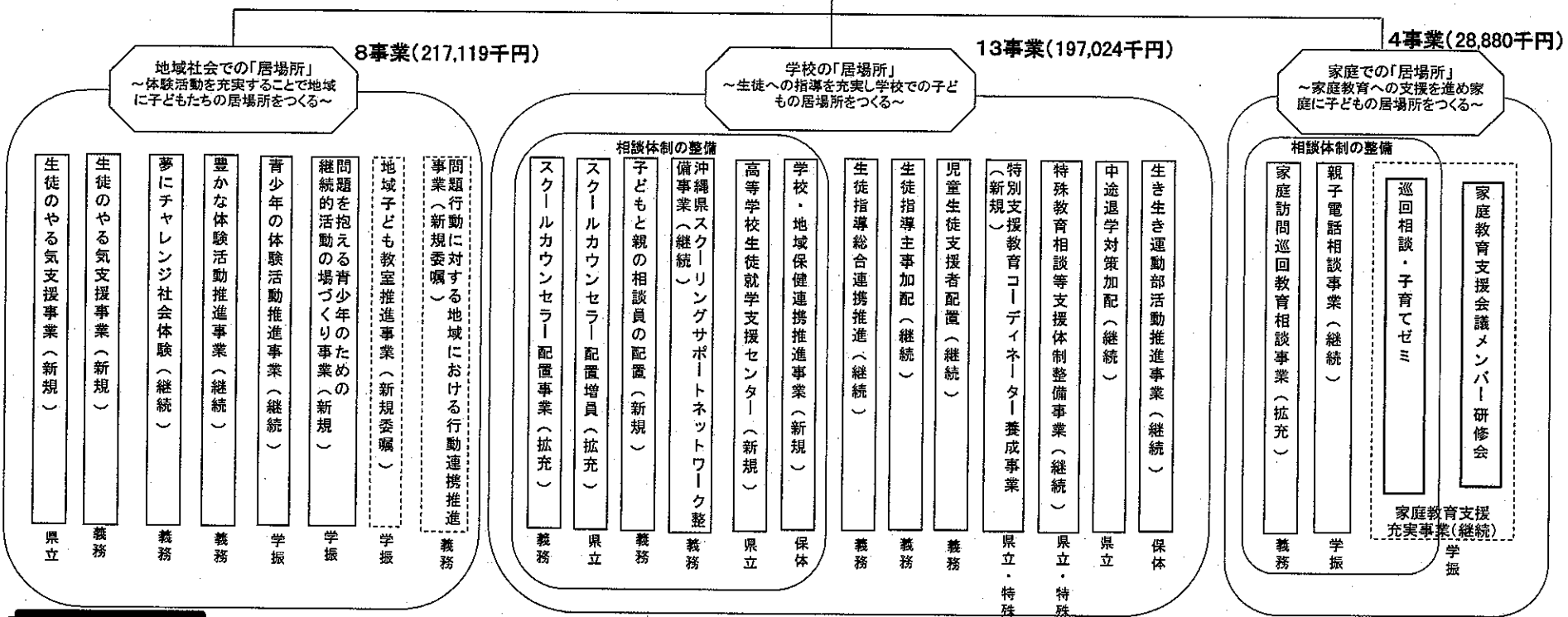
～県教育委員会の力を総合し、居場所(心の拠り所)のない子どもゼロを目指す～

新規事業(7事業)、拡充事業(3事業)、継続事業(13事業)、委嘱事業(2事業) 全25事業
 (58,470千円) (161,779千円) (78,063千円) (144,711千円) (443,023千円)
 (除く委嘱事業298,312千円)

趣旨

県教育委員会は、教育行政の立場から、学校教育の「場」、家庭教育の「場」、地域(社会)教育の「場」に子どもたちの心の拠り所となるべく居場所を作るための施策を展開する。

背景



期待される効果

問題行動等を示す児童・生徒の学校復帰による不登校児の減少
 子どもたちの可能性の伸張による「個性」の最大発揮(明日の沖縄を担う人材の育成)
 「地域の子どもは地域で育てる」との意識の醸成、地域教育力の活性化

平成15年度教育委員会所管の予算状況(2月補正)

(目的別)

単位:千円

区 分		当初予算額	9月補正額	12月補正額	2月補正額	改予算額	構成比 (%)	
教育委員会計 (教育費+災害復旧費)	計	169,158,290	28,329	△3,024,755	4,483,999	170,645,863		
	国庫	41,369,350		△781,767	1,525,162	42,112,745		
	県債	9,084,000	15,000	22,000	1,304,000	10,425,000		
	特定 一般	10,199,223	8,269		△1,304,000	8,903,492		
	一般	108,505,717	5,060	△2,264,988	2,958,837	109,204,626		
目的別	教育費	計	169,121,916	28,329	△3,175,191	4,483,999	170,459,053	99.89%
		国庫	41,344,036		△897,706	1,525,162	41,971,492	
		県債	9,078,000	15,000		1,304,000	10,397,000	
		特定	10,199,223	8,269		△1,304,000	8,903,492	
		一般	108,500,657	5,060	△2,277,485	2,958,837	109,187,069	
	教育総務費	計	6,559,434		△11,052	△20,798	6,527,584	3.83%
		国庫	142,534				142,534	
		県債						
		特定 一般	1,177,502				1,177,502	
	小学校費	計	49,409,872		△833,391	1,654,357	50,230,838	29.44%
		国庫	20,492,336		△422,314	837,853	20,907,875	
		県債						
		特定 一般	115,000				115,000	
	中学校費	計	32,758,933		△1,217,653	842,778	32,384,058	18.98%
		国庫	13,598,896		△537,220	430,212	13,491,888	
		県債						
		特定 一般	90,000				90,000	
	高等学校費	計	50,764,544		△952,273	1,246,612	51,058,883	29.92%
		国庫	2,521,018				2,521,018	
		県債	1,601,000				1,601,000	
		特定 一般	5,842,926				5,842,926	
	特殊学校費	計	15,226,820		△160,822	755,738	15,821,736	9.27%
		国庫	4,107,013		61,828	257,097	4,425,938	
県債		619,000				619,000		
特定 一般		297,380				297,380		
社会教育費	計	12,989,327	8,269		5,312	13,002,908	7.62%	
	国庫	423,037				423,037		
	県債	6,783,000			1,304,000	8,087,000		
	特定 一般	2,253,490	8,269		△1,304,000	957,759		
保健体育費	計	1,412,986	20,060			1,433,046	0.84%	
	国庫	59,202				59,202		
	県債	75,000	15,000			90,000		
	特定 一般	422,925				422,925		
	一般	855,859	5,060			860,919		
款	災害復旧費	計	36,374		150,436		186,810	0.11%
		国庫	25,314		115,939		141,253	
		県債	6,000		22,000		28,000	
		特定						
		一般	5,060		12,497		17,557	

平成15年度教育委員会所管の予算状況(2月補正)

(性質別)

単位：千円

		当初予算額	9月補正額	12月補正額	2月補正額	改予算額	構成比 (%)
人 件 費	計	139,728,725		△3,175,191	4,478,687	141,032,221	82.65%
	国庫債	37,059,062		△897,706	1,525,162	37,686,518	
	県債	1,043,318				1,043,318	
	特一一般	101,626,345		△2,277,485	2,953,525	102,302,385	
扶 助 費	計	239,499				239,499	0.14%
	国庫債	118,767				118,767	
	県債						
	特一一般	120,732				120,732	
投資的経費	計	17,264,878	20,060	150,436		17,435,374	10.22%
	国庫債	3,805,240		115,939		3,921,179	
	県債	9,084,000	15,000	22,000	1,304,000	10,425,000	
	特一一般	3,818,449			△1,304,000	2,514,449	
1. 普通建設事業費	計	17,036,688	20,060			17,056,748	10.00%
	国庫債	3,588,110				3,588,110	
	県債	9,078,000	15,000		1,304,000	10,397,000	
	特一一般	3,818,449			△1,304,000	2,514,449	
7. 補助事業	計	5,059,509				5,059,509	2.96%
	国庫債	3,588,110				3,588,110	
	県債	926,000				926,000	
	特一一般	418,968				418,968	
1. 単独事業	計	11,977,179	20,060			11,997,239	7.03%
	国庫債	8,152,000	15,000		1,304,000	9,471,000	
	県債	3,399,481			△1,304,000	2,095,481	
	特一一般	425,698	5,060			430,758	
2. 災害復旧事業	計	36,374		150,436		186,810	0.11%
	国庫債	25,314		115,939		141,253	
	県債	6,000		22,000		28,000	
	特一一般	5,060		12,497		17,557	
3. 受託事業費	計	191,816				191,816	0.11%
	国庫債	191,816				191,816	
	県債						
	特一一般						
物 件 費	計	7,991,082	8,269			7,999,351	4.69%
	国庫債	313,326				313,326	
	県債	4,962,271	8,269			4,970,540	
	特一一般	2,715,485				2,715,485	
維持補修費	計	281,008				281,008	0.16%
	国庫債						
	県債	218,728				218,728	
	特一一般	62,280				62,280	
補 助 費 等	計	1,087,648				1,087,648	0.64%
	国庫債	71,077				71,077	
	県債	69,079				69,079	
	特一一般	947,492				947,492	
貸 付 金	計	2,565,450				2,565,450	1.50%
	国庫債	1,878				1,878	
	県債	87,378				87,378	
	特一一般	2,476,194				2,476,194	
投資及び出資金	計				5,312	5,312	0.00%
	国庫債						
	県債						
	特一一般				5,312	5,312	
合 計	計	169,158,290	28,329	△3,024,755	4,483,999	170,645,863	
	国庫債	41,369,350		△781,767	1,525,162	42,112,745	
	県債	9,084,000	15,000	22,000	1,304,000	10,425,000	
	特一一般	10,199,223	8,269		△1,304,000	8,903,492	
		108,505,717	5,060	△2,264,988	2,958,837	109,204,626	

平成15年度2月補正予算事項別概要

(単位:千円)

	既決予算額	補正額	改予算額	補正事業名・理由・金額
教育委員会計 ((款)教育費+(款)災害復旧費)	166,161,864	4,483,999	170,645,863	

(款)教育費	既決予算額	補正額	改予算額	
	168,463,193	4,483,999	172,947,192	

(項)教育総務費 (目)事務局費 (事項)職員給与費	4,081,859	△20,798	4,061,061	(事業)職員給与費 定年・勲奨退職手当年間所要額の補正 職員手当: △20,798 (退職手当)
(項)小学校費 (目)教職員費 (事項)教職員給与費	48,324,014	1,654,357	49,978,371	(事業)公立小学校教職員給与費 定年・勲奨退職手当年間所要額の補正 職員手当: 1,654,357 (退職手当)
(項)中学校費 (目)教職員費 (事項)教職員給与費	31,221,102	842,778	32,063,880	(事業)公立中学校教職員給与費 定年・勲奨退職手当年間所要額の補正 職員手当: 842,778 (退職手当)
(項)高等学校費 (目)高等学校総務費 (事項)教職員給与費	40,203,205	1,246,612	41,449,817	(事業)高等学校教職員給与費(単独事業) 定年・勲奨退職手当年間所要額の補正 職員手当: 1,246,612 (退職手当)
(項)特殊学校費 (目)盲ろう学校費 (事項)教職員給与費	1,473,114	173,708	1,646,822	(事業)盲ろう学校教職員給与費 定年・勲奨退職手当年間所要額の補正 職員手当: 173,708 (退職手当)
(項)特殊学校費 (目)養護学校費 (事項)教職員給与費	10,711,605	582,030	11,293,635	(事業)養護学校教職員給与費 定年・勲奨退職手当年間所要額の補正 職員手当: 582,030 (退職手当)
(項)社会教育費 (目)文化財保護費 (事項)文化振興費 (事項)文化施設建設費	12,997,596	5,312	13,002,908	(事業)国立劇場おきなわ設立推進事業 (財)国立劇場おきなわ運営財団基本財産造成 投資及び出資金 5,312 (事業)博物館新館・美術館建設事業 財源振替 特定財源 県債 △1,304,000 1,304,000
合計	149,012,495	4,483,999	153,496,494	

(款)災害復旧費	既決予算額	補正額	改予算額	
	186,810	0	186,810	

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の 承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年2月16日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

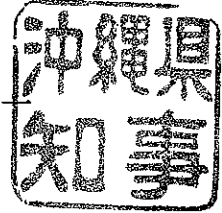
議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教 総 第 1 8 1 7 号
平成 1 6 年 2 月 2 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事
稲 嶺 恵



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

平成16年2月議会（定例会）

教 育 庁 総 務 課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）が平成16年4月1日から施行されることから、関係条例の規定について所要の整備を図る必要がある。

また、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（政令第484号）が平成16年4月1日から施行されることから、同政令の規定に準じて条例を整備する。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正(第1条)
教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の引用条項を改める。

(2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正(第2条)
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)の名称を改めるほか、同法及び公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令の規定に従い条例の規定を整理する。

4 根拠法令

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）

公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）

5 関係各課との調整状況

人事課と調整済み

6 添付資料

(1) 新旧対照表（様式2-4）

(2) 根拠法令等の参照条文

(3) その他参考となる資料（主務官庁からの準則、通知を含む。）

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年沖縄県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和47年沖縄県条例第97号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第8条及び第11条」を「第3条及び第6条」に改める。

第2条第1項中「規定する」の次に「公立の」を加え、「ろう学校」を「^{ろう}聾学校」に改め、同条第2項中「校長、教頭、教諭」を「義務教育諸学校等の教諭」に改める。

第3条を次のように改める。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第3条 教育職員には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

第4条第1号中「給与条例(」を「沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)」に、「第27条から第30条まで」を「第27条、第28条、第29条、第30条」に改める。

第7条の見出し中「義務教育諸学校等の」を削り、同条第1項中「義務教育諸学校等の」を削り、「この項」を「以下この項」に、「勤務時間を超える勤務」を「勤務時間を超えて勤務すること」に、「における」を「において」に、「の勤務を含むものとする」を「に勤務することを含む」に、「は命じない」を「を命じない」に改め、同条第2項中「義務教育諸学校等の」を削り、「場合で」を「場合であって」に、「緊急に」を「緊急の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年 月 日提出

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

理 由

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第<u>16条第2項</u>の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第<u>17条第2項</u>の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p>

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u>（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。以下同じ。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する<u>公立の</u>小学校、中学校、高等学校、盲学校、<u>聾学校</u>又は養護学校をいう。 2 この条例において、「教育職員」とは、<u>義務教育諸学校等の教諭</u>、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに<u>国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u>（昭和46年法律第77号）<u>第8条及び第11条</u>の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。以下同じ。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、盲学校、<u>ろう学校</u>又は養護学校をいう。 2 この条例において、「教育職員」とは、<u>校長、教頭、教諭</u>、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。</p>

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 教育職員については、<u>時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。</u></p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) <u>沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。第17条から第20条まで、第27条、第28条、第29条、第30条及び第35条の規定に限る。)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 <u>義務教育諸学校等の教育職員(沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)別表第4の教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用を受ける者に限る。第3項及び第7条において同じ。)</u>のうちその属する職務の級がこれらの給料表の2級又は1級である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 <u>義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。第7条において同じ。)</u>については、<u>給与条例第22条及び第23条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) <u>給与条例(第17条から第20条まで、第27条から第30条まで及び第35条の規定に限る。)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第7条 教育職員については、正規の勤務時間（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（<u>正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（給与条例第23条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）において正規の勤務時間中に勤務することを含む。</u>次項において同じ。）を命じないものとする。 2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて<u>臨時又は緊急のやむを得ない必要がある</u>ときに限るものとする。 (1) <u>校外実習その他生徒の実習に関する業務</u> (2) <u>修学旅行その他学校の行事に関する業務</u> (3) <u>職員会議に関する業務</u> (4) <u>非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務</u></p>	<p>(義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第7条 <u>義務教育諸学校等の教育職員</u>については、正規の勤務時間（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。<u>この項において同じ。</u>）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（<u>正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（給与条例第23条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。</u>次項において同じ。）は命じないものとする。 2 <u>義務教育諸学校等の教育職員</u>に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で<u>臨時又は緊急にやむを得ない必要がある</u>ときに限るものとする。 (1) <u>生徒の実習に関する業務</u> (2) <u>学校行事に関する業務</u> (3) <u>教職員会議に関する業務</u> (4) <u>非常災害等やむを得ない場合に必要な業務</u></p>

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年2月16日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、意義ありません。



教 県 第 3140 号
平成16年 1月29日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する
条例（案）

平成16年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

児童生徒数の増減等により学校職員定数を変更する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立高等学校の職員定数、県立盲学校、ろう学校及び養護学校の職員定数及び市町村立小学校及び中学校の職員定数を改める。(第2条関係)
- (2) 施行日は、平成16年4月1日とする。(附則)

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第3項及び第41条第1項
- (2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)
- (3) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表（様式2-4）
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料（主務官庁からの準則、通知を含む。）

乙第 号議案

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第2条中「4,713人」を「4,673人」に、「1,527人」を「1,560人」に、「9,238人」を
「9,251人」に、「15,478人」を「15,484人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年2月 日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を変更するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県学校職員定数条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員定数) 第2条 前条に規定する職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,673人</u></p> <p>(2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校 <u>1,560人</u></p> <p>(3) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,251人</u></p> <p>合計 <u>15,484人</u></p>	<p>(職員定数) 第2条 前条に規定する職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,713人</u></p> <p>(2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校 <u>1,527人</u></p> <p>(3) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,238人</u></p> <p>合計 <u>15,478人</u></p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

資料

平成16年度児童・生徒数（見込み）

沖縄県教育委員会

校 種	平成15年度	平成16年度	増 減	備 考
公立小学校	103,344	102,229	△1,115	
公立中学校	51,179	50,887	△ 292	
県立特殊教育諸学校	1,697	1,768	71	
県立高等学校	53,954	53,943	△ 11	
計	210,174	208,827	△1,347	

※平成15年度の児童生徒数は平成15年5月1日現在の学校基本調査による。

※平成16年度の児童生徒数は平成16年5月1日現在の見込みである。

議 案 第 4 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 16 年 2 月 16 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教保第 2436 号
平成 16 年 2 月 6 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。



**沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部を
改正する条例（案）**

平成16年2月議会（定例会）

教育庁保健体育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

1 件名

沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立奥武山総合運動場庭球場はクレイコート8面、ハードコート5面で構成されているが、それら全てを砂入り人工芝（全天候型）コートへ改築し、平成16年度から供用を開始する予定である。

同庭球場の改築に伴い、施設の価値が増加することから、専用使用の使用料及び個人練習の使用料の額を改正する必要がある。

3 改正案の概要

奥武山庭球場の専用使用の使用料及び個人練習の使用料の額を改正する。（別表第3第4項第1号及び第2号関係）

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条及び第228条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3第4項第1号中

	9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外(1時 間につき)
児童・生徒	480円	480円	960円	130円
一般・学生	960円	960円	1,920円	270円

を

	9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外(1時 間につき)
児童・生徒	680円	680円	1,360円	180円
一般・学生	1,400円	1,400円	2,800円	380円

に改め、同項第2号中「110

円」を「160円」に、「130円」を「180円」に、「230円」を「340円」に、「270円」を「380円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県立教育機関使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、施行日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成16年 月 日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

沖縄県立奥武山総合運動場庭球場の使用料の額の適正化を図るため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立教育機関使用料条例新旧対照表

改正案							現行																
4 庭球場 (1) 専用使用の使用料							4 庭球場 (1) 専用使用の使用料																
使用目的	入場料の有無	使用区分	使用料 (1面につき)				使用目的	入場料の有無	使用区分	使用料 (1面につき)													
庭球の競技及び練習に専用する。	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合のほか、最高入場料 (税込) の算する。				庭球の競技及び練習に専用する。	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合のほか、最高入場料 (税込) の算する。													
	入場料を徴収しない場合		9時～13時	13時～17時	9時～17時			入場料を徴収しない場合	児童・生徒	9時～13時	13時～17時	9時～17時											
		児童・生徒	680円	680円	1,360円					480円	480円	960円											
一般・学生	1,400円	1,400円	2,800円			一般・学生	960円	960円	1,920円														
<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td>該使用料の50人分を加</td></tr> <tr><td>時間外 (1時間につき)</td></tr> <tr><td>180円</td></tr> <tr><td>380円</td></tr> </table>								該使用料の50人分を加	時間外 (1時間につき)	180円	380円	<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td>該使用料の50人分を加</td></tr> <tr><td>時間外 (1時間につき)</td></tr> <tr><td>130円</td></tr> <tr><td>270円</td></tr> </table>								該使用料の50人分を加	時間外 (1時間につき)	130円	270円
該使用料の50人分を加																							
時間外 (1時間につき)																							
180円																							
380円																							
該使用料の50人分を加																							
時間外 (1時間につき)																							
130円																							
270円																							

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

沖縄県立教育機関使用料条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
(2) 個人練習の使用料				(2) 個人練習の使用料			
使用目的	使用区分	使用料（1面につき）		使用目的	使用区分	使用料（1面につき）	
		9時～17時	時 間 外			9時～17時	時 間 外
庭球の練習 に使用す る。	児童・生徒	1時間につき <u>160円</u>	1時間につき <u>180円</u>	庭球の練習 に使用す る。	児童・生徒	1時間につき <u>110円</u>	1時間につき <u>130円</u>
	一般・学生	1時間につき <u>340円</u>	1時間につき <u>380円</u>		一般・学生	1時間につき <u>230円</u>	1時間につき <u>270円</u>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。